

○令和8年度狩猟者支援補助金交付制度に関する Q&A（令和8年7月時点）

Q1	（共通） 狩猟免許の取得年度に条件はありますか？
A	過去2年間（令和6～8年度）に取得した方が対象となります。
Q2	（共通） 狩猟免許を取得している状態で別種の狩猟免許を取得した場合は対象になりますか？
A	申請時から過去2年度（昨年度及び一昨年度）の間（以下、「補助対象期間」という。）に新たに取得した狩猟免許であれば種類を問わず対象となります。
Q3	（共通） 複数の補助事業を同時に申請する予定です。申請書等や市税完納証明請求書は1部提出すればいいですか？
A	同時申請であっても申請書等は補助事業ごとに別々にご用意ください。但し、市税完納証明請求書については、窓口で交付を受けたもの（原本）の他にコピーの提出でかまいません。なお、申請時期が分かれる場合は別々にご用意ください。（提出書類のうち、口座振替依頼書と金融機関の通帳の写しは1部のみ提出でかまいません。）
Q4	（共通） 補助金は条件にあえば何度ももらえますか？
A	補助事業毎に1回限りとなります。また、 <u>過去に市及び県から同種の補助金を交付されている方は対象外</u> となりますのでご注意願います。
Q5	（共通） 市内猟友会に入会したいのですが、どのようにすればよろしいですか？
A	環境企画課（22-7441）までご連絡をお願いします。入会を希望される支部（平、磐城、勿来）担当者の連絡先をお教えします。
Q6	（(1)第一種銃猟免許新規取得者支援事業） どのような経費が対象となりますか？
A	銃砲所持許可取得のために係る経費（教習射撃の受講費など）が対象となります。
Q7	（(1)第一種銃猟免許新規取得者支援事業） 免許取得年度と射撃教習の受講年度が異なる場合は対象となりますか。
A	第一種銃猟免許を補助対象期間内に取得した場合は対象となります。

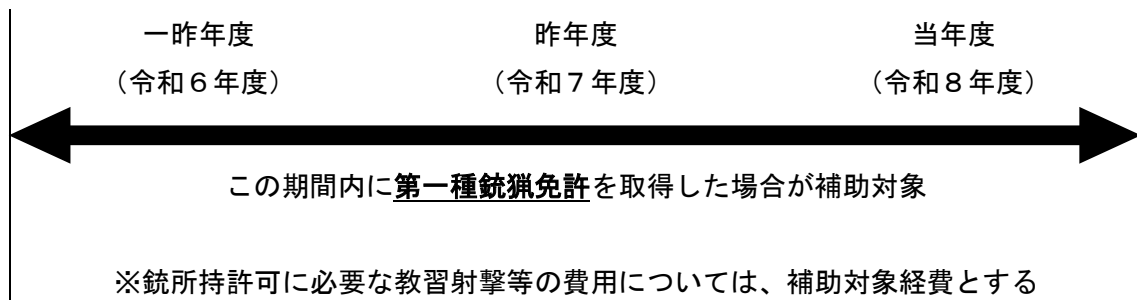
Q8	((2)新規狩猟者初期費用支援事業) 補助の対象となる必要品とはどのようなものですか？
A	免許取得後1年以内の銃やwana、それにかかる関連用品の購入費、猟友会への団体入会費が対象となります。ただし、個人間での売買にかかる費用は対象外となります。詳しくは、環境企画課(22-7441)にお問い合わせください。
Q9	((2)新規狩猟者初期費用支援事業)免許取得から1年以内に支払った経費以外は対象となりますか。
A	補助の対象となりません。免許を取得してから1年以内に支払った経費(令和7年9月1日に免許を取得された場合は、令和8年9月1日までに支払った経費)のみが対象となります。
Q10	((2)新規狩猟者初期費用支援事業) 補助対象期間内にwana猟免許および銃猟免許を取得して「② 新規狩猟者初期費用支援事業」を利用する場合は、免許ごとに補助を受けることはできますか。
A	免許の種類(網猟、wana猟、第一種銃猟、第二種銃猟)ごとに分けての補助は可能です。ただし、補助を受けることができるのは各狩猟免許で1回までです。
Q11	((3)銃猟初心者技術向上支援事業) どのような経費が対象となりますか？
A	狩猟免許取得から1年以内の射撃練習に係る経費(クレー代、保険料、入場料など)が対象となります。ただし、 <u>弾代は対象外</u> ですのでご注意ください。
Q12	((3)銃猟初心者技術向上支援事業) 第二種銃猟免許を取得し「銃猟初心者技術向上事業」で補助金の交付を受けた後、第一種銃猟免許を取得した場合は、再度「銃猟初心者技術向上事業」による補助を受けられますか。
A	Q10と同様に一度「③ 銃猟初心者技術向上事業」による補助金の交付を受けた場合でも、新たに第一種銃猟免許を取得すれば補助の対象となります。

○各メニューにおける補助対象の考え方（令和8年7月時点）

※前提として補助対象期間内（過去2年度以内、令和8年度は令和6～8年度）に該当する狩猟免許を取得していること

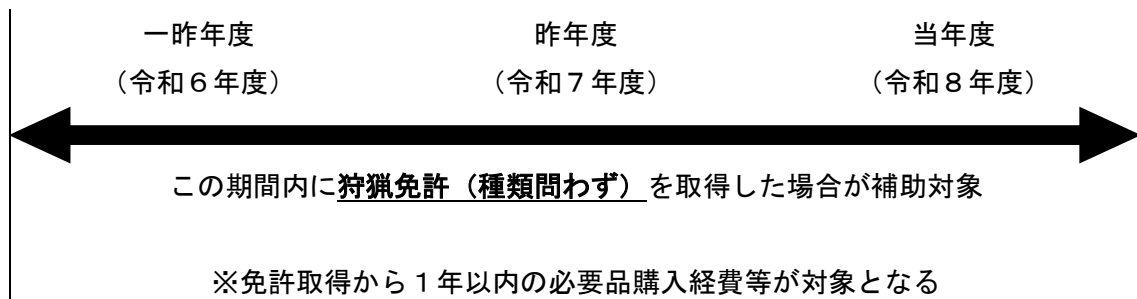
①第一種銃猟免許新規取得者支援事業

補助対象者：新たに第一種銃猟免許を取得した者



②新規狩猟者初期費用支援事業

補助対象者：新たに狩猟免許（種類問わず）を取得した者



③銃猟初心者技術向上事業

補助対象者：新たに銃猟免許（第一種、第二種問わず）を取得した者

